

＜学校薬剤師として気をつけること＞

検査日時は、検査予定の1～2週間前までに担当校に連絡し、相談して決めてください。

＜学校に行く＞

- 1 検査等で学校に入るときは、白衣を着用し、県薬の名札を付けてください。
印鑑・タオル又はハンカチ・マスクも忘れずに。
- 2 まず、門でインターホンを鳴らす。
「おはようございます(こんにちは)、学校薬剤師の〇〇です。」
- 3 学校では、先生方、児童生徒に挨拶してください。
- 4 まず、校長先生にご挨拶に行ってください。(対応は養護の先生がなさいます。)
- 5 検査方法、学校からの質問等、わからないことがあれば、代表委員に必ず確認してください。
- 6 職務を行ったら、執務記録簿に記入押印し校長(園長)に提出して下さい。(5年間保存)

＜保健委員会・講演＞

- 1 担当校で開催される**学校保健委員会には必ず出席**して、報告書を姫路薬剤師会事務局に提出してください。やむを得ず欠席された場合も提出してください。(FAX可)
- 2 学校で講演や講義をされた場合も、講演・講義報告書を姫路薬剤師会事務局に提出してください。(FAX可)←学校保健委員会での講演は含まれません。
- 3 講演・講義を依頼されたら必ず引き受けてください。
事務局に見本となる資料(PP)をCDで用意していますので、参考にしてください。

＜その他＞

- 1 各報告書の提出は、姫路薬剤師会事務局までお願いします。FAXでも結構です。
姫路薬剤師会事務局 FAX 079-282-3210
- 2 各報告書は報告会でお渡ししますが、姫路薬剤師会ホームページ→(ID/PASS: 89hime)
会員専用ページ→学校薬剤師部→報告書関係 からダウンロードできます。
- 3 報告書は、「注意書き」を参考にして、**指導内容を必ず記入**したものを2部作成し、1部を
学校長(園長)宛てに提出してください。
もう1部は姫路薬剤師会事務局へFAX(079-282-3210)し、**手元に5年間保存**してください。
担当校・園にも**報告書は5年間保存**するように指導して下さい。
- 4 学校薬剤師の責任範囲
学校薬剤師の立場でしっかり検査を行い、検査した事実、問題点の指摘、事後措置の指導・
助言等が執務記録簿や検査報告書に記録してあれば、特に問題はないと言われています。
- 5 毎年、年度初めの報告会の日に会費を集めます。
担当校数、公立・私立こども園、市立・町立により会費が異なりますので、金額については
会計担当にお問い合わせください。